

廃棄物処理施設整備計画

平成 30 年 6 月 19 日
閣 議 決 定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 3 第 1 項に規定する廃棄物処理施設整備計画を、2018 年度から 2022 年度までを計画期間として次のとおり定める。

これまで我が国では、1963 年度から 2002 年度まで、廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和 47 年法律第 95 号）等に基づき、廃棄物処理施設の計画的な整備が図られてきた。その結果、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与してきたところである。

また、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）の制定と併せて、循環型社会の形成に向けた取組を推進していくため、数次にわたる廃棄物処理法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われる中で、廃棄物処理施設の整備の目的は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会の形成を推進することに転換が図られてきた。

このような状況の中、2003 年、2008 年及び 2013 年に廃棄物処理法第 5 条の 3 に基づき策定された廃棄物処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）においては、循環型社会の形成に向け計画期間中に廃棄物処理施設整備事業及び関連する施策により実現を図るべき重点目標と、当該目標の達成のために実施すべき廃棄物処理施設整備事業の概要を明らかにして、廃棄物処理施設の重点的、効果的かつ効率的な整備を進めてきたところである。

当該計画に定められた重点目標について、2012 年度から 2015 年度までの推移を見ると、一般廃棄物最終処分場の残余年数は約 20 年で推移しており、目標は概ね達成できる見込みである。しかしながら、一般廃棄物の最終処分場の残余容量は、1 億 1,226 万立方メートルから 1 億 404 万立方メートルへと減少しており、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることから、引き続き、廃棄物の排出抑制、減量化等を推進する必要がある。

一方、ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）は約 20% で横ばいであり、また、期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値は 16.2% から 17.7% に向上しているものの、これらの目標の達成はかなり困難な状況にある。引き続き、廃棄物の再生利用や廃棄物エネルギーの利活用等を推進する必要がある。

汚水処理人口普及率は 88.1% から 90.4% へと向上したものの、浄化槽処理人

口普及率については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいないことなどにより、約9%と横ばいで推移するにとどまっており、目標の達成はかなり困難な状況にある。こうした中、2014年1月に、国土交通省、農林水産省及び環境省が連携して「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、浄化槽も含めた汚水処理施設の整備を10年程度で概成する方針を示している。このため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の普及を推進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をより加速化する必要がある。

また、循環型社会の実現に向けた3R（排出抑制、再使用及び再生利用）の推進、とりわけ、各種リサイクル法に基づく取組や産業界の取組により、産業廃棄物の最終処分量は約1,310万トンから約1,009万トンへと減少した。さらに、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、公共関与による廃棄物処理施設整備が進められており、2017年度までに廃棄物処理法第15条の5に基づく廃棄物処理センターが19法人指定され、うち14法人の処理施設が稼働するなど、産業廃棄物処理において公共施設が一定の役割を果たしている。ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物については、高濃度PCB廃棄物に関し、全国5箇所に拠点的広域処理施設を整備し処理を進めてきた。2016年5月には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の改正を行い、高濃度PCB廃棄物を計画的処理完了期限よりも一年前に処分委託することの義務付け等、期限内処理の確実な達成に向けて必要な規定を整備し取組を進めている。石綿含有廃棄物については、今後建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想されることから、適切な対策と十分な管理を行いつつ、処理を進める必要がある。水銀含有廃棄物については、「水銀に関する水俣条約」の趣旨を踏まえ、環境上適正な管理の推進のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）等が2017年10月までに完全施行されており、今後、廃棄物として発生が見込まれる廃水銀等も含め、改正政令等に基づき適正な処理を進める必要がある。

社会状況の変化に目を向けると、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき策定された「地球温暖化対策計画」（2016年5月13日閣議決定）では、温室効果ガス排出量を2030年に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の中期目標の達成に向けて着実に取り組むこととしている。また、同計画においては、「我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、根本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーション

による解決を最大限に迫るとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。」としている。このため、温室効果ガス排出削減の観点からも3Rの取組や廃棄物発電等のエネルギー回収等を進めることが重要となっている。2016年に改正された、廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）においても、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域レベル・全国レベルで低炭素社会等との統合にも配慮して取組を進めていくこと等の必要があるとされている。

また、近年、我が国では毎年のように大規模災害が発生しており、今後も激甚な被害をもたらす大規模災害の発生が懸念されているなど、災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理が大きな課題となっている。このような中、国は災害廃棄物処理に係る経験や教訓に基づき、2015年7月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）を公布し、同年8月から施行している。このような状況を念頭に、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ）、事業者等が連携して平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、大規模災害発生時においても適正かつ迅速に廃棄物を処理できる体制を築いておく必要がある。

さらに、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）については、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、経済、社会及び環境というその三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成する、としている。また、我が国の「SDGs実施指針」（2016年12月22日SDGs推進本部決定）においても、環境、経済、社会の統合的向上の実現をビジョンとして掲げている。この考え方も考慮しつつ、廃棄物処理施設の整備及び関連する施策の充実を図っていくことが重要である。

加えて、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた地域循環共生圏の考え方も視野に入れ、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる廃棄物処理施設の整備を進めることが重要である。

こうした現状を踏まえ、第四次循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理法基本方針に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、新たな整備計画を定めるものである。

1. 基本的理念

(1) 基本原則に基づいた3Rの推進

循環型社会の形成の推進のため、循環基本法に定められた基本原則に則り、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進めるとともに、廃棄物となったものについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを前提として、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。廃棄物処理施設は、3Rの推進と併せて計画的に整備する必要がある。

(2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保

市町村の厳しい財政状況等により、老朽化した廃棄物処理施設が増加し、一般廃棄物処理システムがぜい弱化している地域がある。一方で、大規模災害等に備え、広域圏で処理体制を築いておく必要があり、その前提として災害時等における処理体制の代替性及び多重性の確保の観点から、老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良を適切な時機に行い、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要がある。

また、廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域住民等の理解及び協力が不可欠であることから、国は、これまでの大規模災害への対応の経験も踏まえ、廃棄物処理施設の安全性に関する情報提供及び必要な技術水準の確保に努めつつ、市町村による廃棄物処理施設整備の取組を支援する。

さらに、気候変動問題への対策として、廃棄物処理システム全般において、温室効果ガスの排出削減につながる取組や気候変動の影響への適応の取組を推進していくこととする。

(3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

広域的かつ総合的な廃棄物処理施設の整備等を推進するために2005年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度により、市町村の自主性及び創意工夫を活かしながら、国と地方が構想段階から協働して循環型社会の形成を推進する。

その際、持続可能な適正処理の確保を前提としつつ、廃棄物処理施設の特長を活かし、地域のエネルギーセンターとしての活用、廃棄物エネルギーを利用した産業振興、災害時の防災拠点としての活用、循環資源の有効活用の中心的施設としての強化、環境教育・

環境学習の場の提供など、地域循環共生圏の核として機能しうる、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設を整備していくことが重要である。このため、整備計画が示す具体的な方向性に合致するよう、地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設を総合的に整備していくこととする。

また、廃棄物処理施設は数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めることとする。

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進

一般廃棄物の処理体制の確保に当たっては、廃棄物処理施設の整備と併せて、市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品をいう。）削減を含めた2R（排出抑制及び再使用）に関し、適切に普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等を行うことにより住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保し、3Rを推進する。特に、一般廃棄物の3Rの推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。また、料金の設定に当たっては、環境保全を前提としつつ、再生利用等の促進の観点も踏まえることが望ましい。

なお、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、有機物の直接埋立は原則として行わないこととし、金属、プラスチック等についても再生利用を図り、埋立処分しないよう努める。

(2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営

廃棄物の排出抑制、再使用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進による効果に加えて、人口減少の進行により市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の発生量は減少傾向にある。一方、人口減少・少子高齢化、地方の過疎化や都市への人口集中等に伴い、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでおり、廃棄物処理に係る担い手の不足や地域における廃棄物処理の非効率化が懸念されている。

また、廃棄物処理施設が老朽化するなど、多くの地域で施設更新を含む廃棄物処理システムの見直しが必要となっている。例えば、市町村が整備している一般廃棄物焼却施

設については、築年数が30年を超える施設が182施設、40年を超える施設が20施設現存する（2016年3月末時点）。

これらの状況を踏まえ、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。

このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。また、その中で必要があればストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

また、地域特性を考慮しつつ、地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていくことが重要である。その際、必要に応じて、PFI等の手法による施設設計の段階からの民間活力の活用、ICTの導入による処理工程の監視の高度化及び省力化並びに施設間の連携強化などにより、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めるものとする。

なお、廃棄物処理施設の整備・運営に当たっては、水銀排出施設に係る排出基準の遵守など、環境上適正な方法で処理を行うこととする。

浄化槽に関しては、2014年1月に、国土交通省、農林水産省及び環境省が連携して「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、浄化槽も含めた污水处理施設の整備を10年程度で概成する方針を示している。本方針を受け、都市郊外や地方部において効率的な整備が可能な浄化槽の特徴を十分に活かし、地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施し、効率的な污水处理施設整備を進めることが重要である。さらに、浄化槽整備区域において適切な污水处理サービスを提供するためには、市町村が整備・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業等が有効である。浄化槽市町村整備推進事業の実施に当たって、PFI等の民間活用も積極的に導入するとともに、公営企業会計の適用や適切な使用料徴収等による持続可能な事業に取り組むことが必要である。

また、単独処理浄化槽は未だ約412万基残存していることから、合併処理浄化槽への転換をさらに進めていく必要がある。特に、老朽化した単独処理浄化槽については漏水等により生活環境に影響が生じるおそれがあるため、宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への転換を重点的かつ速やかに進める必要がある。加えて、公共が所有する単独処理浄化槽も率先して合併処理浄化槽への転換を進める必要がある。都道府県等が整備する浄化槽台帳について法定検査等の結果等も反映して情報を活用することにより、単独処理浄化槽の転換や合併処理浄化槽の管理の向上に活かすことが必要である。

廃棄物処理施設整備事業の構想・計画・実施の各段階において、社会資本整備重点計画、土地改良長期計画等、他の公共事業計画に位置付けられた事業とも密接に連携することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保することを前提として、コスト縮減、工期の短縮及び相互の効率性の向上を図るとともに、相乗的な効果の発現を図るなど、効果的かつ効率的に事業を展開する。

なお、地域の廃棄物処理システムについて、資源の有効利用及び気候変動対策の観点を含めた効率化を促すための具体的な指標を示し、より優れたものを優先的に整備することが必要である。

(3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。地球温暖化対策計画では、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比26%削減することとしており、廃棄物分野においても省エネルギー化や廃棄物エネルギー利活用の取組を一層推進する必要がある。

2015年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の総排出量の約2.9%を占めており、2013年度と比較すると約2.6%の減少となっている。廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出削減に配慮することが極めて重要である。

これらの状況を踏まえ、廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等に廃棄物エネルギーを供給する等、地域の低炭素化に努めることが重要である。

このためには、よりエネルギー回収効率の高い施設への更新等を図ることや廃棄物処理施設において十分なエネルギー回収量を確保するために施設の大規模化を進めること、廃棄物エネルギーの回収・利用が進んでいない小規模の廃棄物処理施設において地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入することなどの取組を促進する必要がある。

また、建築分野においてZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）関連技術が実装されている状況等に鑑み、廃棄物処理施設の稼働に伴うエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に向けて、高効率照明設備及び昼光利用設備等の採用や、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備等の導入を進めることが重要である。

さらに、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程を通じて、地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排

出量の削減を図ることが重要である。地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき定められた、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」等に十分留意のうえ、廃棄物処理部門における温室効果ガスの排出削減対策を講じる必要がある。

なお、これらの取組を進めるに当たっては、廃棄物処理施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、周辺施設への電気・熱供給を検討するなど、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定することが望ましい。

また、温室効果ガスの排出削減等を行う「緩和」の観点に加えて、気候変動に対し強靱で持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、気候変動の影響への「適応」の観点を含めた廃棄物処理施設の整備、気候変動の影響や適応に関する意識の醸成、関係部局等との連携体制の構築等を進めることが重要である。

浄化槽に関しては、先進的な省エネルギー性能を有する家庭用浄化槽の導入やエネルギー効率の低い既存の中・大型浄化槽の交換等を推進すること等により、家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し浄化槽システム全体の低炭素化を図ることが必要である。

（４）廃棄物系バイオマスの利活用の推進

生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要である。加えて、温室効果ガスの排出削減により気候変動対策にも資することから、地域へのエネルギー供給を図る観点も含めて、地域特性に応じて、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設、メタンを高効率に回収する施設等の廃棄物系バイオマスの利活用のための施設の整備を推進する。

この際、例えば、民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携による効率的、効果的な施設整備及び運営、他の未利用バイオマスを一括して堆肥化・メタン発酵等を行う混合処理、メタンを高効率に回収する施設と一定以上の熱回収率を有する廃棄物焼却施設とを組み合わせ、できる限りエネルギーを回収しつつ、メタン発酵により生成される消化液についてもできる限り肥料として利用するといった多段階的な利用を含め、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。

また、廃棄物系バイオマスの利活用のための施設において、廃棄物系バイオマスの利活用が効率的に行えるよう、分別・収集の効率化を図る。

(5) 災害対策の強化

東日本大震災においては、地震に加え、津波により、大量に発生した災害廃棄物の円滑な処理体制の構築が大きな課題となった。また、一部の廃棄物処理施設においては、復旧に時間を要し、通常どおりの廃棄物処理を行うことが困難な事態となった。

その後も、豪雨による水害・土砂災害、大規模な地震等、我が国では毎年のように大規模災害が発生している。また、今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が懸念されており、廃棄物処理施設が被災した場合の生活ごみやし尿の処理の継続性の確保や大量に発生する災害廃棄物の処理が大きな課題の一つである。

これらを踏まえ、様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。その際、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持する等、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。

地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。これにより、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

また、市町村においては、平時の備えとして、廃棄物処理施設の整備状況を前提条件として、災害廃棄物の仮置場の候補地の選定を含めた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、災害協定の締結等を含めた、関係機関及び関係団体との連携体制の構築や、燃料や資機材等の備蓄、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、収集運搬から処分まで、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努める。

さらに、都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めるものとする。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努める。

浄化槽に関しては、災害対応力を高めるため、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において災害時に自立的な用水の確保を行いつつ、老朽化した単独処理浄化槽の転換を含む浄化槽の整備を進めることが必要である。

(6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備

近年、廃棄物処理施設は、廃棄物の適正な循環的利用及び適正な処分のための機能に加え、廃棄物エネルギーを高効率に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、処理工程の見学など環境教育・環境学習の場としての機能等を有している。このような特長を十分活かし、今後の廃棄物処理施設整備に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点にとどまらず、人口減少等の社会状況の変化や地域の課題に対応し、廃棄物処理施設の地域社会インフラとしての機能を一層高め、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進めることが重要である。

このため、廃棄物処理手法の選択及び廃棄物処理施設の整備に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会や自然共生社会との統合的実現の観点も踏まえ、廃棄物の地域特性及び技術の進歩、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習の場としての活用、高齢者を含めた地域住民の福祉の向上等の効果について考慮し、地域に多面的な価値をもたらす廃棄物処理施設の整備を進めることとする。

例えば、廃棄物処理施設で回収したエネルギーを電気や熱として活用することによる地域産業の振興、自立分散型電源である廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携による循環資源の有効利用の推進、地域住民を対象とした環境教育・環境学習機会の提供など、地域の特性に応じて、地域の課題解決や地域活性化に貢献することが考えられる。

また、このような施設整備の推進に当たっては、地方公共団体、民間事業者、地域住民が積極的に参画し、関係主体が一体的に検討できる事業体制を構築することが効果的である。さらに、工業団地や農業団地の造成・誘致事業などとの連携を積極的に進めるとともに、地域への価値創出の効果について明らかにすることで、産業誘致型の立地選定プロセスを採ることも考えられる。

(7) 地域住民等の理解と協力の確保

以上の具体的な方向性について、地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる。

このため、廃棄物処理施設の整備に当たっては、施設の安全性や環境配慮に関する情報だけでなく、廃棄物処理システム構築に伴う生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減に加え、災害時の対応、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確

に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、市町村は、日常的な施設見学の受入や稼働状況に係わる頻繁な情報更新など、日頃から一般廃棄物処理に係る行政サービスに関する情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民等との信頼関係を構築しておくことが重要である。

さらに、生活環境影響調査や住民等の意見聴取等について、廃棄物処理法、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体が定める関係条例に規定する手続に則り的確に実施する。

（8）廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

廃棄物処理施設の整備に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「公共工事入札適正化法」という。）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）等に基づき、競争性と透明性が高く、公正・公平性が確保されるよう契約され、長期的かつ総合的に品質と価格で優れた工事が施工されることが求められている。

このため、公共工事入札適正化法の趣旨を踏まえ、入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工事品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。

また、地方公共団体等に対し、「一般廃棄物会計基準」（2007年6月策定）の普及に努めるとともに、廃棄物処理施設整備に係る工事関係文書等の標準化、電子化、電子調達システムの導入等の実施を促す。

併せて、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）の趣旨を踏まえ、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

整備計画の計画期間中の廃棄物処理施設の整備については、次のとおり重点目標を設定し、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業執行を推進する。

全体目標：生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、さらに資源循環及び気候変動対策の観点から、廃棄物等の適正な循環的利用及び適正な処分のための施設等を整備し、循環型社会及び低炭素社会の形成を統合的に推進する。

注) 表中のごみ及び一般廃棄物最終処分場に係る指標値は、廃棄物処理法基本方針及び循環基本法第15条に基づく循環型社会形成推進基本計画に即して設定したものである。

目標及び指標	事業の概要
<p>ごみの発生量を減らし、適正な循環的利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。</p>	<p>循環型社会の構築を目指し、環境への負荷の低減に留意しつつ、ごみの適正な循環的利用を推進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づく施策等を適切に展開することができるよう、ごみの種類に応じた分別収集体制の構築を図るためのストックヤード、リサイクルプラザ等のリサイクル施設について、地域の特性を活かした適切な整備を推進する。</p> <p>なお、この目標の評価に当たっては、民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要である。</p>
<p>ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率） 21%（2017年度見込み） →27%（2022年度）</p> <p>※一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合</p>	

<p>一般廃棄物最終処分場の残余年数 2017年度の水準（20年分）を維持する。</p>	<p>ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等により一般廃棄物の最終処分場の整備を推進する。</p>
<p>焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する。</p> <p>期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 19%（2017年度見込み） →21%（2022年度）</p> <p>廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 40%（2017年度見込み） →46%（2022年度）</p>	<p>循環基本法に基づくごみの適正な循環的利用及び適正な処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、近年の熱回収技術の進展を踏まえ、廃棄物エネルギーの効率的な回収を通じた地域の廃棄物処理システムにおける温室効果ガスの排出削減を推進する。</p> <p>地域のエネルギーセンターとして、回収した廃棄物エネルギーを電気・熱として地域に供給し、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備を推進する。</p>
<p>し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。</p> <p>浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 53%（2017年度見込み） →70%（2022年度）</p> <p>浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合 62%（2017年度見込み） →76%（2022年度）</p>	<p>効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、面的整備の一層の推進を図る。また、地域の状況に応じて高度処理型浄化槽の普及を図る。</p> <p>残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進する。特に、老朽化した単独処理浄化槽、公共所有の単独処理浄化槽について、重点</p>

<p>省エネ型浄化槽の導入によるCO₂排出削減量</p> <p>5万トンCO₂ (2017年度見込み)</p> <p>→12万トンCO₂ (2022年度)</p> <p>(補助指標：先進的省エネ型浄化槽導入基数)</p> <p>家庭用17万基、中・大型7千基 (2017年度見込み)</p> <p>→家庭用42万基、中・大型18千基 (2022年度)</p>	<p>的に転換を実施する。</p> <p>先進的省エネ浄化槽を導入するとともに、家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し、浄化槽システム全体の低炭素化を図る。</p>
<p>産業廃棄物の適正な処理を推進する。</p>	<p>産業廃棄物の処理については、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設の維持管理の適正化を支援し、信頼性の高い事業運営を推進する。</p>
<p>PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する。</p>	<p>高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の維持管理を支援し、期限内処理に向けた施策を推進する。</p>
<p>石綿含有廃棄物の適正な処理を推進する。</p>	<p>石綿含有廃棄物については、今後建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想されることから、処理の過程で適切な対策と十分な管理を行いつつ、適正に処理を行う。</p>
<p>水銀含有廃棄物の適正な処理を推進する。</p>	<p>水銀含有廃棄物については、「水銀に関する水俣条約」を踏まえた改正政令等に基づき、適正な処理を推進する。</p>